

茅ヶ崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

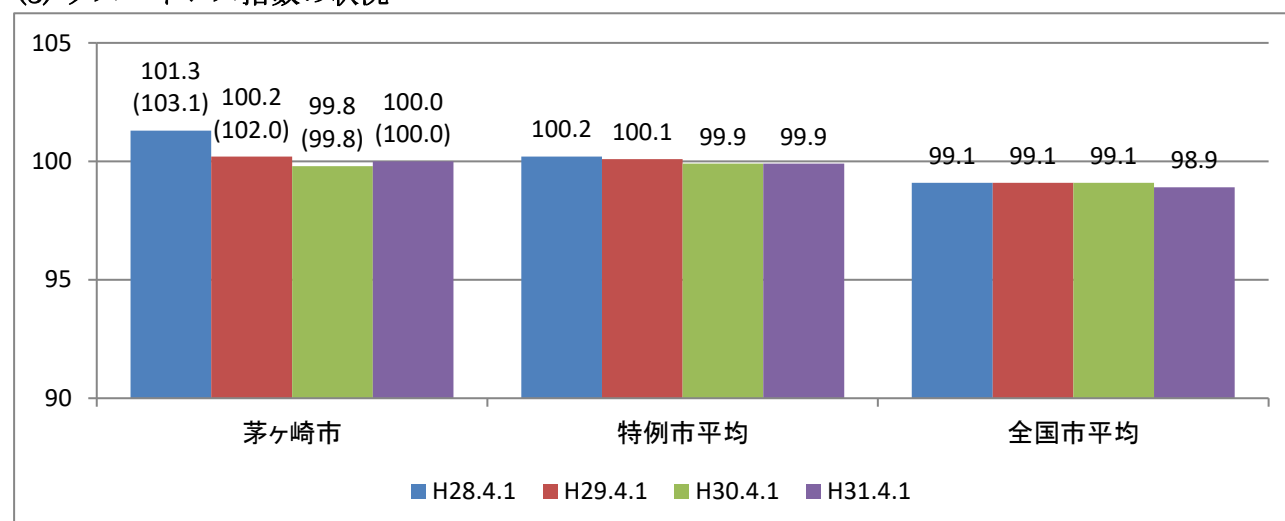
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	243,931	74,812,521	4,499,075	14,145,422	18.9	20.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 特例市平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	1,527	5,299,157	1,894,963	2,433,876	9,627,996	6,305	6,369

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数です。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 特例市平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.84%引下げ。人材確保への影響を考慮し、1級及び2級の初任給に係る号給は据え置き、50歳代後半層の職員が多く在職する号給を最大2.97%引き下げ。激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。(平成28年3月31日まで)他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 医療職(1)以外については、国基準10%に対し、茅ヶ崎市においても10%を支給。医療職(1)については、国基準16%に対し、茅ヶ崎市においても16%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。医療職(1)以外については、平成27年度10.5%、平成28年度から12%、平成30年度から10%を支給。医療職(1)については、平成27年度15.5%、平成28年度から16%を支給。

		平成26年度 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 支給割合	平成29年度 支給割合	平成30年度 支給割合	令和元年度 支給割合
			4月1日時点	遡及改訂後				
医療職 (1) 以外	国基準による支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
	茅ヶ崎市の支給割合	10%	10%	10.5%	12%	12%	10%	10%
医療職 (1)	国基準による支給割合	15%	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%
	茅ヶ崎市の支給割合	15%	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
茅ヶ崎市	39.0 歳	300,641 円	443,778 円	368,384 円
神奈川県	43.3 歳	330,103 円	432,347 円	389,999 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
特例市	41.5 歳	315,915 円	421,096 円	368,138 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
茅ヶ崎市	48.3歳	205人	305,066円	392,026円	356,677円	—	—	—	—
うち清掃職員	47.5歳	94人	310,126円	428,953円	365,559円	廃棄物処理 業従業員	45.9歳	296,600円	1.4
うち学校給食員	45歳	58人	264,895円	313,933円	304,637円	調理士	43.4歳	253,000円	1.2
うち自動車運転手	58歳	13人	323,754円	387,473円	376,735円	自家用乗用 自動車運転者	57.7歳	246,600円	1.6
神奈川県	56.2歳	243人	345,076円	419,138円	396,127円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,431人	287,312円	—	329,380円	—	—	—	—
特例市	50.3歳	137人	323,147円	397,603円	362,513円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
茅ヶ崎市	—	—	—
うち清掃職員	6,052,761円	4,102,900円	1.5
うち学校給食員	4,889,641円	3,392,000円	1.4
うち自動車運転手	6,639,899円	3,184,300円	2.1

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成28～30年の3ヶ年平均)
- 2 技能労働職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
茅ヶ崎市	39.3 歳	314,931 円	410,633 円	391,241 円
神奈川県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
特例市	39.3 歳	312,119 円	422,395 円	368,083 円

④医師・歯科医師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
茅ヶ崎市	44.2 歳	476,282 円	1,077,091 円	834,536 円
神奈川県	—	—	—	—
国	52.0 歳	504,551 円	—	849,045 円
特例市	43.2 歳	469,800 円	1,143,325 円	660,429 円

⑤薬剤師・医療技術職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
茅ヶ崎市	39.9 歳	300,524 円	407,143 円	361,732 円
神奈川県	—	—	—	—
国	46.2 歳	309,010 円	—	353,649 円
特例市	—	—	—	—

⑥看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
茅ヶ崎市	38.4 歳	289,441 円	405,931 円	340,569 円
神奈川県	—	—	—	—
国	47.1 歳	315,908 円	—	352,289 円
特例市	38.6 歳	298,080 円	391,686 円	330,301 円

- (注) 1 平均給料月額とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 平均給与月額は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、平均給与月額(国ベース)は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		茅ヶ崎市	神奈川県	国	
一般行政職	大学卒	190,400 円	187,300 円	一般職 180,700 円	
	高校卒	160,100 円	153,000 円	148,600 円	
技能労務職	高校卒	158,900 円	150,700 円	— 円	
	中学卒	144,800 円	141,900 円	— 円	
消 防 職	大学卒	196,900 円	—	— 円	
	高校卒	165,900 円	—	— 円	
医師・歯科医師職	医大卒	305,800 円	—	— 円	
医療技術職	薬剤師	大学6卒	219,800 円	—	— 円
		大学卒	207,300 円	—	— 円
	診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	短大3卒	195,000 円	—	— 円
	栄養士	大学卒	200,300 円	—	— 円
		短大卒	186,200 円	—	— 円
	看護・保健職 (行政職給料表適用)	大学卒	190,400 円	—	— 円
看護・保健職	保健師・助産師	大学卒	232,700 円	—	— 円
	看護師	大学卒	223,700 円	—	— 円
		短大3卒	222,200 円	—	— 円
		短大2卒	220,700 円	—	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	263,409 円	354,568 円	393,850 円	420,350 円
	高 校 卒	242,550 円	295,417 円	374,600 円	403,500 円
技能労務職		241,650 円	346,886 円	347,100 円	358,809 円
消防職	大 学 卒	272,150 円	362,100 円	384,950 円	400,033 円
	高 校 卒	242,100 円	335,300 円	366,760 円	384,400 円
医師・歯科医師職		417,300 円	497,050 円	545,100 円	553,950 円
薬剤師・医療技術職		251,025 円	325,875 円	374,771 円	405,200 円
看護・保健職		273,921 円	326,000 円	347,740 円	371,067 円

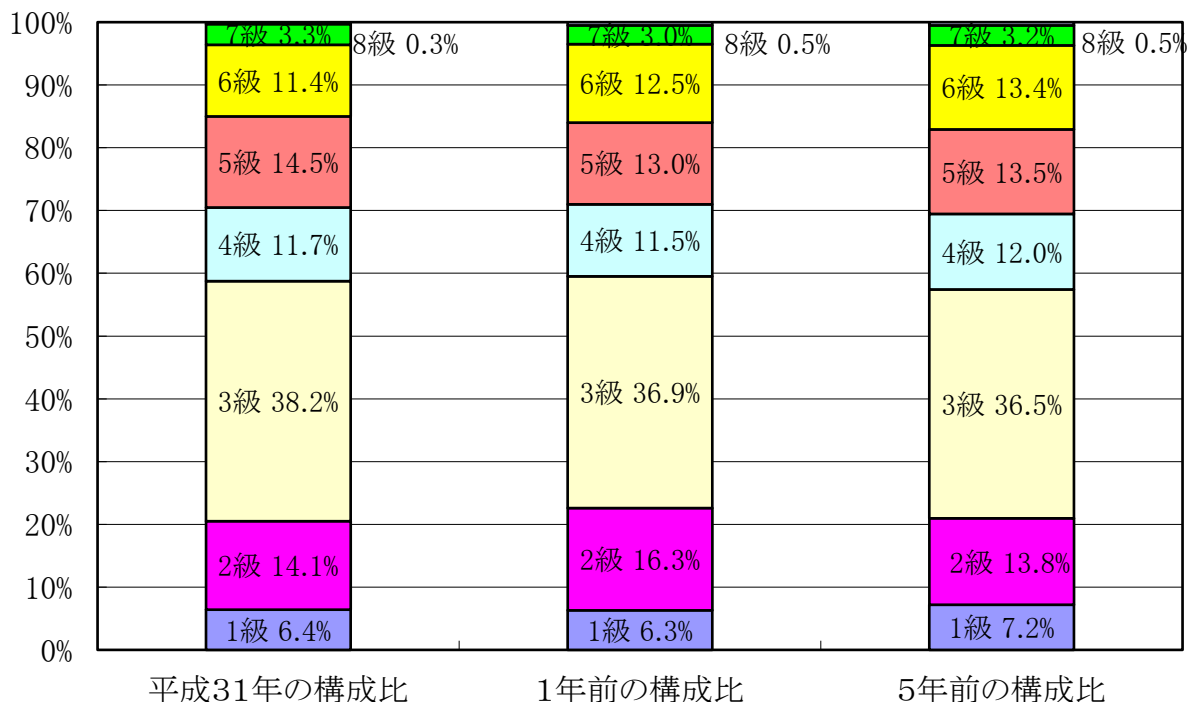
（「平成31年地方公務員給与実態調査」より）

3 一般行政職の級別職員数等の状況

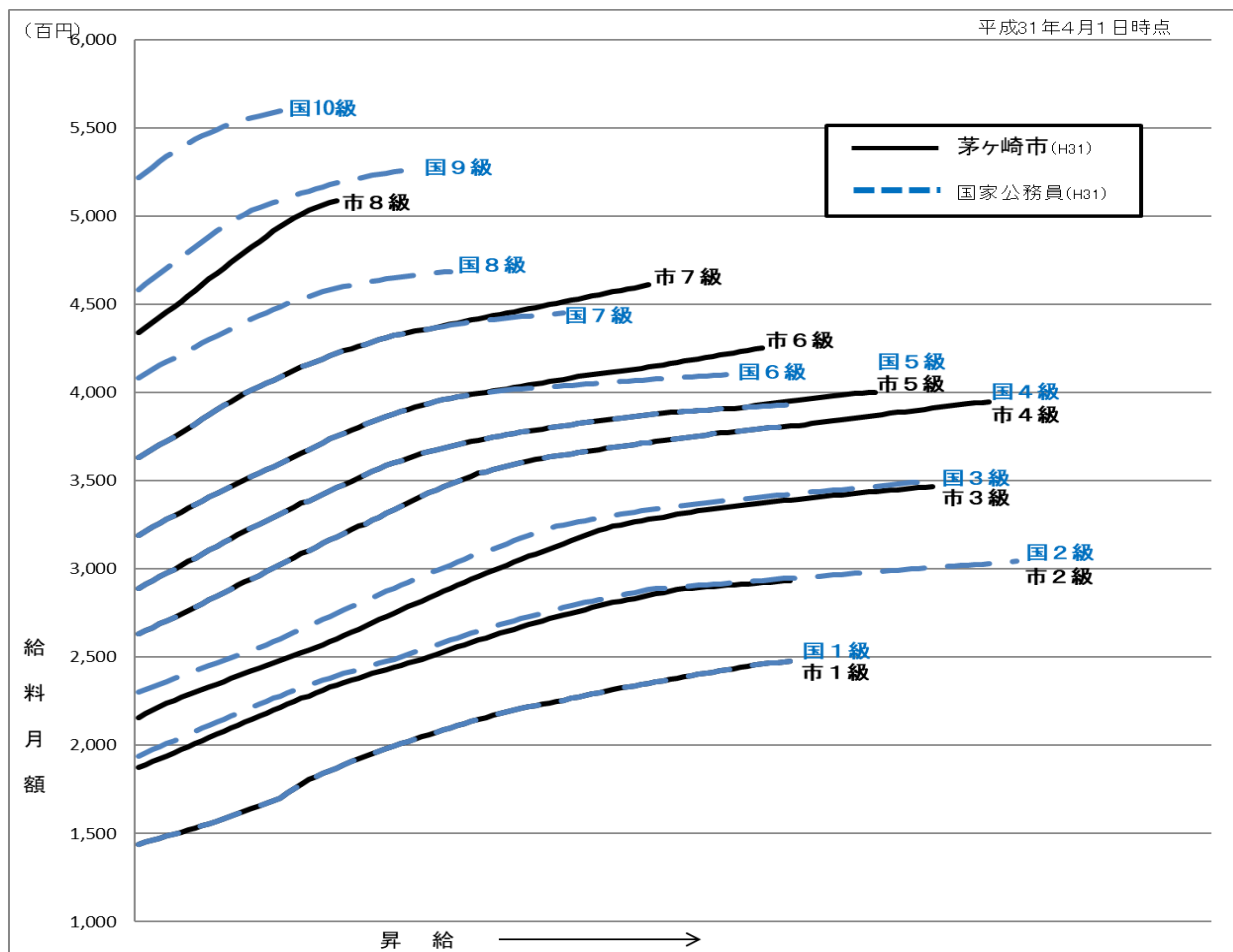
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
8級	理事	3 人	0.3 %	433,900 円	508,700 円
7級	部長・参事	31 人	3.3 %	362,900 円	461,100 円
6級	課長・主幹	107 人	11.4 %	319,200 円	425,000 円
5級	課長補佐	136 人	14.5 %	288,900 円	400,000 円
4級	担当主査・主査	109 人	11.7 %	263,000 円	394,700 円
3級	副主査・主任	357 人	38.2 %	215,900 円	346,800 円
2級	主事	132 人	14.1 %	187,400 円	293,400 円
1級	主事	60 人	6.4 %	144,100 円	247,600 円
合 計		935 人	100.0 %		

- (注) 1 茅ヶ崎市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を実施した		○		○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

茅ヶ崎市	神奈川県	国
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,410 千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,754 千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している昇給成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

茅ヶ崎市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
退職時特別昇給	なし		退職時特別昇給	なし	
1人当たり平均支給	3,451 千円	21,641 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全会計に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		884,176千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		379,475円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
茅ヶ崎市全域	10.0 %	2,330 人	10.0 %

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		243,844千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		341,518円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		30.6%	
手当の種類（手当数）		14種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	消防職員	10メートル以上の高所での消化又は救助の作業及び訓練	出動 1回 200円 訓練 1日 130円
	工事現場での監督、検査等の作業に従事する職員	10メートル以上の高所での作業	日額 200円
福祉業務手当	社会福祉主事	社会福祉業務の現業	月額 3,300円
建築確認等業務手当	職員（建築主事）	建築等の確認の申請に対する審査又は完了検査若しくは中間検査の申請に対する検査業務	月額 3,300円
毒劇物取扱作業等手当	職員（市立病院の職員を除く）	毒物等を使用する試験、毒物等の散布等の作業又は毒劇物の取締りに係る立入検査の業務	日額 280～350円
死体処理手当	職員	行旅死亡人等の処理作業	1件 2,000円
	消防職員	損傷の著しい死体の処理作業	
	市立病院の職員	死体の解剖作業	
死体の処理作業			
感染症業務手当	市立病院の職員等	感染症の患者等に対する診療等の業務	日額 250円
		感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある場所又は物件の消毒作業	1回 350円
現場作業手当	自動車運転員	ごみの収集、運搬又は処分の作業	日額 100円
	職員	犬猫等の死体の処理作業	1件 250円
	市立病院の職員（栄養士・病院給食調理員）	正規の勤務時間による勤務として午前6時30分以前から患者の給食業務に従事したとき	1勤務 300円
	学校の職員	便槽又は汚水管の修理及びしゅんせつ作業	1回 250円
救急等業務手当	消防職員	特別救助作業、応急救護作業、潜水救助作業	出動1回 150～510円 潜水救助訓練1日 250円

夜間医療業務手当	市立病院の職員	深夜における看護等の業務	1勤務 2,000～4,100円
救急医療業務手当	市立病院の医師	宿日直勤務中の救急診療業務	6,000～40,000円 (救急の外来患者に対する入院を伴う診療に従事した時は、1件につき3,000円を加算)
	市立病院の職員	宿日直勤務中の救急診療業務	5,000～15,000円
放射線取扱手当	市立病院の職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	日額 140～300円
夜間産科業務手当	市立病院の医師	午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間の分娩に係る業務に従事したとき	1件 30,000円
特定看護業務手当	市立病院の職員(看護師)	感染管理に関する資格を有する看護師が院内感染の防止に係る業務に従事したとき	日額 2,000円
災害応急作業等手当	職員	河川の堤防、道路等に自然災害が発生、又は発生するおそれがある場合の巡回監視又は応急作業等	日額 710～2,160円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	874,329千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	526千円
支給実績(平成29年度決算)	913,712千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	571千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		
初任給調整手当	医師、歯科医師に採用された職員に対して医師免許取得後の期間に応じて支給	異なる	国の制度では、医師又は歯科医師以外の職員を対象とする等支給範囲及び支給が異なる。	127,441千円	1,960,637円		
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給	異なる		244,527千円	285,997円		
	満22歳の年度末までの子 11,300円					10,000円	
	上記以外の扶養親族 7,800円					6,500円	
住居手当	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 5,500円	異なる	5,000円	341,215千円	253,127円		
	世帯主である職員が所有する住宅に居住している場合又は職員が借り受けた住宅に居住していて家賃を支払っている場合に支給					異なる	国の制度では、借家・借間のみ支給する。上限27,000円。
	ア 自ら所有する住宅に居住する職員 16,300円 イ 借家又は借間に居住する職員 30,700円限度						
通勤手当	交通機関又は交通用具によって通勤する職員に支給	異なる		131,340千円	81,629円		
	ア 交通機関利用者 実費相当額 イ 交通用具使用者 2,000～31,600円						
管理職手当	管理職の職務に応じて支給(定額) 68,000円～105,000円	異なる	俸給の特別調整額 46,300～139,300円	281,999千円	1,003,554円		

管理職員特別勤務手当	①管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給 1回 6,000～12,000円 *1 規則で定める勤務にあつては、100分の150を乗じて得た額 *2 勤務に従事した時間が3時間30分未満である場合は、100分の50を乗じて得た額 ②管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務を要しない日又は休日以外の日の午前0時から5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 1回 3,000～6,000円	異なる	6,000～18,000円 *2については規定なし	3,801千円	35,194円
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 ア 一般の宿日直勤務 1回 2,800～5,600円 イ 医師等の宿日直勤務 1回 1,500～20,000円 ウ 看護師等の宿日直勤務 1回 1,000～9,000円	異なる	1回 2,100～4,200円 1回 10,000～20,000円 —	35,775千円	441,660円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市 長 副 市 長 教 育 長	930,000円 763,000円 692,000円	(参考) 特例市における最高/最低額
			1,103,000 円 / 643,500 円 920,000 円 / 637,500 円 — 円 / — 円
報 酬	議 長	560,000円	758,000 円 / 529,400 円
	副 議 長	484,000円	708,000 円 / 466,000 円
	常任委員長・ 運営委員長	459,000円	— 円 / — 円
	議 員	453,000円	664,000 円 / 439,000 円
手 当	市 長	10%	
	副 市 長		
期 末 手 当	市 長	(平成30年度支給割合)	
		6月期	1.75 月分
		12月期	1.90 月分
	計	3.65 月分	
副 市 長	(平成30年度支給割合)		
	6月期	1.80 月分	
	12月期	1.95 月分	
計	3.75 月分		
教 育 長	(平成30年度支給割合)		
	6月期	1.80 月分	
	12月期	1.95 月分	
計	3.75 月分		
議 長 副 議 長 常 任 委 員 長 運 営 委 員 長 議 員	議 長 副 議 長 常 任 委 員 長 運 営 委 員 長 議 員	(平成30年度支給割合)	
		6月期	2.10 月分
		12月期	2.30 月分
		計	4.40 月分
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
		給与月額×在職年数×400/100 14,880,000 円 任期毎 給与月額×在職年数×300/100 9,156,000 円 任期毎	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

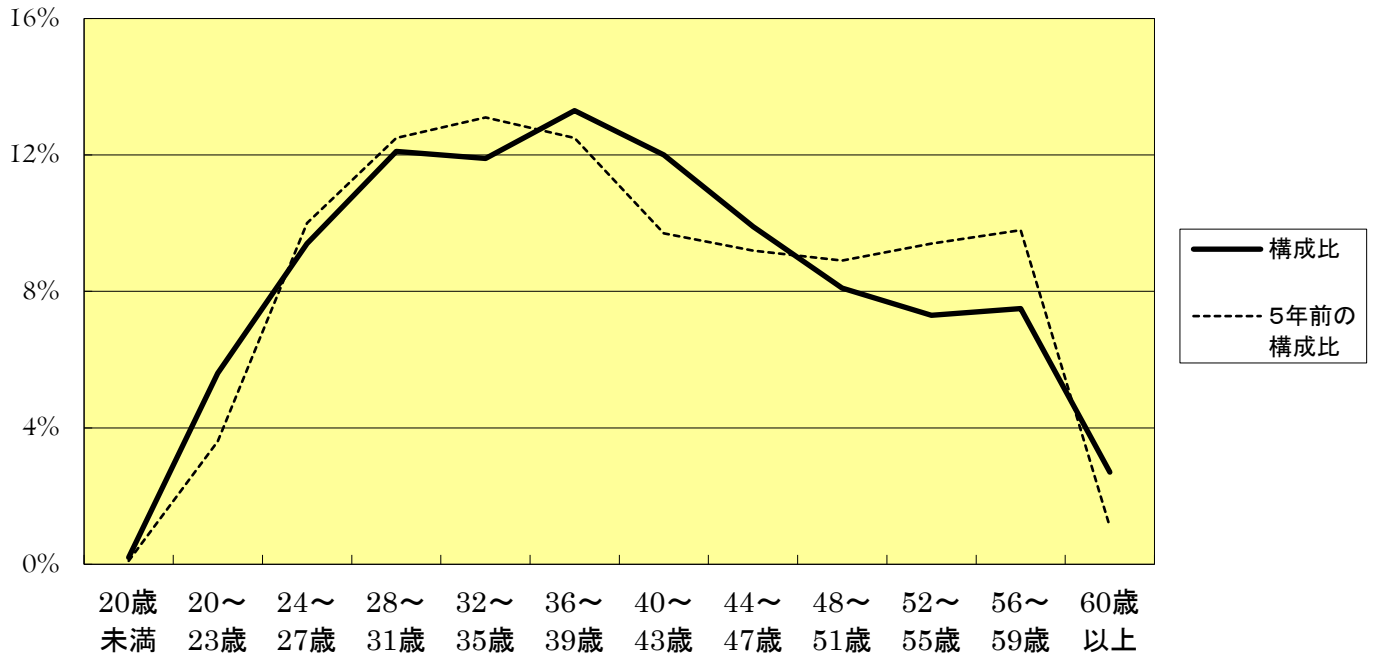
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
	平成31年	平成30年			
普 通 会 計 部 門	議会	13	13	0	
	総務	308	303	5	育休任期付職員採用等
	税務	73	75	-2	育休復帰に伴う任期付職員減
	民生	246	254	-8	育休復帰に伴う任期付職員減等
	衛生	220	210	10	自殺対策関連業務のための増員
	労働	6	6	0	
	農水	16	17	-1	事務執行体制の見直し
	商工	20	18	2	プレミアム付商品券事業のための増員
	土木	160	163	-3	欠員不補充等
	計	1,062	1,059	3	<参考> 人口1万当たり職員数 43.54人 (特例市の人口1万当たり職員数 45.74人)
	教育部門	210	215	-5	施設廃止等
消防部門	255	256	-1	退職者不補充	
小 計	1,527	1,530	-3	<参考> 人口1万当たり職員数 62.6人 (特例市の人口1万当たり職員数 63.30人)	
公 営 企 業 会 計 等 部 門	病 院	585	568	17	病院機能充実のための増員
	下水道	32	33	-1	事務執行体制の見直し
	その他	78	76	2	欠員補充等
	小 計	695	677	18	
合 計	2,222 [2,220]	2,207 [2,203]	15 [17]	<参考> 人口1万当たり職員数 91.09人	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。
 3 育児休業中の職員は職員定数には含みませんが、職員数には含んでいます。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	125人	209人	269人	264人	295人	267人	220人	179人	162人	166人	61人	2,222人

(3) 職員数の推移

部門別	年度	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政		940	980	1,024	1,064	1,059	1,062	122 (13.0%)
教育		210	210	213	212	215	210	0 (0.0%)
消防		238	242	248	254	256	255	17 (7.1%)
普通会計		1,388	1,432	1,485	1,530	1,530	1,527	139 (10.0%)
公営企業等会計		619	631	643	661	677	695	76 (12.3%)
総合計		2,007	2,063	2,128	2,191	2,207	2,222	215 (10.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。
 (平成27年度までは一般職であった教育長を含めた数です。)